

## 議提第1号

「議案第1号」平成29年度一般会計予算の一部を執行留保する決議

会議規則第14条の規定により、「議案第1号」平成29年度一般会計予算の一部を執行留保する決議を次のとおり提出する。

平成29年3月17日 提出

提出者	北本市議会議員	工藤日出夫
賛成者	北本市議会議員	渡邊良太
賛成者	北本市議会議員	高橋伸治
賛成者	北本市議会議員	中村洋子
賛成者	北本市議会議員	保角美代
賛成者	北本市議会議員	滝瀬光一
賛成者	北本市議会議員	金子真理子

北本市議会議長 三宮幸雄様

## 「議案第1号」平成29年度一般会計予算の一部を執行留保する決議

「議案第1号」平成29年度一般会計予算において、商工費のうち観光公衆トイレ整備事業が計上されている。当該事業については、平成28年度中に観光公衆トイレを設置するための調査設計は終了しているが、分筆後の建設予定地は、宗教法人の所有となっており、市は無償借用し整備するとの方針である。

しかしながら、敷地所有者が宗教法人であることから鑑みると、借用地とはいえ、宗教法人所有敷地内に公共の施設を整備することは、当該宗教法人施設へ公金その他の公の財産を支出する印象を拭えず、日本国憲法第20条及び第89条で規定する政教分離の原則に抵触する虞がある。

よって、「議案第1号」平成29年度一般会計予算のうち、観光公衆トイレ整備事業に係る経費については、建設予定地が宗教法人から個人に所有権が移転され、宗教施設内への施設整備ではないという理解が得られるまでの間、その執行を留保するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成29年3月17日

北本市議会